

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 6 (2024) 年 3 月 26 日

郡山市上下水道事業管理者 野 崎 弘 志

第 1 工事概要

- 1 工事名 河内配水場流量調整弁更新等工事（小水力発電設備導入）
- 2 工事概要 流量調整弁更新等 1 式
- 3 施行場所 郡山市逢瀬町河内 外 地内
- 4 施行期限 令和10(2028)年 3 月 17 日
- 5 提案上限金額 ￥1,000,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

第 2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市上下水道局工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年 4 月 28 日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 令和 3 年度に実施した「次期小水力発電事業性評価業務委託」の受注者でないこと。
また、この受注者には、関連会社（受注者の発行株式総数の100分の20以上の株式を有し、又はその出資の100分の20以上の出資をしているか、若しくは受注者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）を含むものとする。
- 6 その他プロポーザルに参加する者に必要な資格

①	参加形態	単独事業者又は 2 つ以上の企業グループ
②	所在地要件	無し
③	建設業の許可(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)建設業法第 3 条の規定に基づく許可をいう。)を受けている者であること。	
	許可業種	・水道施設 ・建築一式 ・電気 ・機械器具設置 の全て ただし、4,500万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、特定建設業の許可を有する者。

④	施工実績	平成25(2013)年度以降に、上水道施設における、出力200kw以上の水力発電設備を設計、施工、及び1年間以上安定的に稼働している実績を有していること。
⑤	その他	電気事業法に基づく、「特定卸供給事業者」であるか、同事業者とグループを構成すること。

第3 担当窓口

〒963-8016

郡山市豊田町1番4号 郡山市上下水道局浄水課浄水事業係

TEL 024-932-7646 FAX 024-939-5822

第4 募集要項等の配布

1 配布期間及び時間

2024年3月26日(火)から2024年4月8日(月)まで(郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。))を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

2 配布場所 公告第3の担当窓口を参照

3 郡山市ウェブサイトからもダウンロードが可能。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/106449.html>

※図面等については、電子データで提供可能。(募集要項第3章第4項参照)

第5 説明会の開催等

- | | |
|----------|------------------|
| 1 第1回説明会 | 募集要項 第3章第5項(1)参照 |
| 2 現地案内 | 募集要項 第3章第5項(2)参照 |
| 3 現地調査 | 募集要項 第3章第5項(3)参照 |
| 4 第2回説明会 | 募集要項 第3章第7項(1)参照 |

第6 質問及び回答

- | | |
|----------|---------------|
| 1 質問及び回答 | 募集要項 第3章第6項参照 |
|----------|---------------|

第7 参加申込み

本企画提案に参加を申し込む場合は、参加申込書を提出しなければならない。受付期間を経過した後の受付はできないものとする。

1 提出期間

- | | |
|--------|--|
| (1) 期間 | 2024年4月22日(月)から2024年4月26日(金)まで
(市の休日を除く。) |
|--------|--|

- | | |
|--------|------------------------------|
| (2) 時間 | 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。) |
|--------|------------------------------|

2 提出先 公告第3の担当窓口を参照

3 提出書類 募集要項第3章第8項参照

- 4 提出方法 郵送または持参で提出
(郵送の場合は、配達証明付一般書留郵便とし、提出期限必着とする。)

第8 企画提案書の提出

- 1 受付期間
(1) 期間 2024年5月20日(月)から2024年5月24日(金)まで
(市の休日を除く。)
(2) 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- 2 提出先 公告第3の担当窓口を参照
- 3 提出書類 募集要項第3章第10項参照
- 4 提出方法 郵送または持参で提出
(郵送の場合は、配達証明付一般書留郵便とし、提出期限必着とする。)

第9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 募集要項に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- 4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 5 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第10 契約候補者の決定

河内配水場流量調整弁更新等工事(小水力発電設備導入)に係るプロポーザル選定委員会設置要綱に基づき設置する選定委員会において、募集要項で定めた基準により、提出された企画提案書の審査を行い、その結果に基づいて本工事の契約候補者及び次順位者を決定する。

第11 契約条件

- 1 提出された提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の特定から契約締結までに、「第9 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、免除とする。
- 4 支払いについては、以下のとおりとする。

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
前金払	有り	有り	有り	有り
中間前金払	有り	有り	有り	有り
部分払	有り	有り	有り	有り

- 5 契約対象者は、郡山市の令和5・6年度工事等指名競争参加有資格業者名簿の主たる工事の業種に登録があること。また、2つ以上の企業グループとなる場合は、主体的な事業者がこれに該当する。

第12 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- 3 説明会等への出席、企画提案書の作成、及びその説明に関する全ての費用は、申込者の負担とする。
- 4 提出された書類は返却しない。
- 5 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 6 その他必要な事項は、郡山市上下水道局契約規程(平成29年4月1日制定、上下水道局規程第5号)及び本プロポーザル募集要項等による。